

島根県立大学大学院特別資料室運営規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 59 号

(目的)

第 1 条 この規程は、本学大学院での使用を主として整備を進めた特別資料室の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸し出し)

第 2 条 特別資料室の使用については、以下のとおりとする。

(1) 貸し出し対象

本学浜田キャンパス教職員、大学院学生（研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生含む）、学部学生、客員研究員、市民研究員及び浜田キャンパス図書館利用者、その他研究科委員会で認められた者とする。

(2) 貸し出し方法

図書館システム、または自動貸出機による管理とする。

(3) 貸し出し図書

雑誌及び禁帯出図書以外の図書とする。

(図書の選定)

第 3 条 特別資料室に配架する図書の選定については、本学大学院北東アジア開発研究科において、研究科長が指名する大学院特別資料室運営委員（以下「委員」という。）により選定するものとする。

2 委員の人数は、研究科委員会から 1 名以上とする。

3 委員は、年度当初に大学院特別資料室運営会を開催し、当該年度の選定方針を立てるものとする。

4 前項で定めた選定方針は、学長並びに研究科長へ報告するものとする。

(図書の購入)

第 4 条 前条で選定した図書の発注は、原則として浜田キャンパス図書館が行うこととする。

2 第 1 項の発注に関し、大学院特別資料室運営委員会において承認を得、研究科委員会に報告するものとする。

(大学院学生の活用)

第 5 条 特別資料室の運営に関し、以下に掲げる業務については、本学大学院学生を積極的に活用するものとする。

(1) 図書の貸し出し業務補助

(2) 購入図書の選定業務補助

(3) 特別資料室における図書の配架、図書検索リストの作成等業務補助

(4) その他大学が認める業務補助

(浜田キャンパス図書館との連携)

第 6 条 特別資料室の運営に関しては、浜田キャンパス図書館と連携を図るものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別資料室の運営に関し必要な事項は、大学院特別資料室運営委員会で審議を行い、研究科委員会に報告することで別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。